

時期	復旧・復興段階
区分	復興体制
分野	復興体制
検証項目	復興計画の策定・推進（復興計画の策定主体等）

根拠法令・事務区分	阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律
執行主体	国、県、市町
財源	自主財源
概要	<p>「阪神・淡路震災復興計画」は、兵庫県において設定された阪神・淡路震災復興計画策定委員会による検討、及び阪神・淡路復興対策本部が決定した「阪神・淡路地域の復興に向けての取り組み方針」を踏まえ、平成7年8月31日に策定された。同計画の作成に当たっては、復興に関する意見・提案を住民から募集、その意見は800件、項目にして2,000件を上回った。</p> <p>阪神・淡路大震災の復興にあたって、計画期間が10年間の「阪神・淡路震災復興計画」が策定されるとともに、同計画に位置づけられた緊急3カ年計画として、「ひょうご住宅復興3カ年計画」「産業復興3カ年計画」「緊急インフラ整備3カ年計画」が策定された。震災後3年を経て、兵庫県は、緊急3カ年計画の達成状況と今後の課題について検討し、この成果を踏まえ「阪神・淡路大震災復興計画推進方策」を策定した。</p> <p>また、震災から5年後、兵庫県は、朝日新聞社との共催により、震災対策国際検証事業を実施、11分野20テーマについて、復興状況の検証を行った。また、神戸市も同様に、神戸市復興・活性化推進懇話会を設置し、「生活再建」「安全都市」「住宅・都市再建」「経済・港湾文化」の4分野について、復興状況の検証を実施した。これらの検証結果は、それぞれ、「阪神・淡路震災復興計画後期5カ年推進プログラム」（兵庫県）「神戸市復興計画推進プログラム」（神戸市）の策定の際に反映された。</p> <p>国においては、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、震災復興対策をあらかじめ検討・準備しておくため、東海地震や南関東地震に関する復興準備計画の策定に関する調査・研究を進めるとともに、地方公共団体に震災復興計画の策定を促している。また、東京都においては、平成9年度に、震災復興に関する行政の行動指針として、「都市復興マニュアル」と「生活復興マニュアル」を、また、平成14年度には両マニュアルを統合し「震災復興マニュアル」を策定している。</p>

阪神・淡路大震災における取組内容とその結果	
国	<p>阪神・淡路大震災に対して取った措置</p> <p>阪神・淡路復興委員会による検討[『阪神・淡路大震災復興誌』総理府阪神・淡路復興対策本部事務局,p42-47]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・阪神・淡路復興委員会は、総理府本府組織令の一部改正及び阪神・淡路復興委員会令の制定により、2月15日に設置された。同委員会は、7人の委員（兵庫県知事及び神戸市長含む）及び2人の特別顧問で構成された。 ・2月16日、同委員会は第1回目会合を開催した。以降、10月10日までに計14回の委員会を開催した。委員会の検討内容は、復興10カ年計画を早急に策定すること、緊急対策・応急対策との関連性を重視して復興計画を策定すること、復興計画は国・県・市・民間のそれぞれが実施する事業を基本として総合的に計画すること、などであった。 ・同委員会は、10月30日にこれまでの意見及び提言をまとめて内閣総理大臣に報告するとともに、委員長談話を提出した。 ・同委員会は、平成8年2月14日に1年の任期を終了した。 <p>阪神・淡路復興対策本部による検討[『阪神・淡路大震災復興誌』総理府阪神・淡路復興対策本部事務局,p48-59]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律」の公布・施行（平成7年2月24日）を受

	<p>け、阪神・淡路復興対策本部が組織され、2月25日に第1回会議が開催された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3回会議（4月28日）では、「阪神・淡路地域の復旧・復興に向けての考え方と当面講ずるべき施策」を決定。また、第4回会議（7月28日）では、「阪神・淡路地域の復興に向けての取り組み方針」を決定した。兵庫県は、この取り組み方針を踏まえ、7月31日に「阪神・淡路復興計画」を策定した。 ・その後、設置期間満了の平成12年2月23日までに計11回本部会議が開催された。同日以降は、関係省庁間の円滑な連携を図るため、「阪神・淡路震災復興関係省庁連絡会議」が設置された。 阪神・淡路震災復興会議による検討 ・「阪神・淡路復興委員会」の任務終了を受け、委員会から出された提言の具体化など、復興過程における具体的な問題を正確に把握し、迅速・的確に処理することを目的として、兵庫県・神戸市の地元自治体と、総理府の阪神・淡路復興対策本部事務局を中心とする政府による「阪神・淡路復興協議会」を設置した。 ・阪神・淡路復興協議会は、平成8年2月28日に、神戸で第1回が開催されて以来、平成10年6月2日の協議会まで7回開催された。協議会において、住宅対策面では、兵庫県・神戸市が策定した公営住宅等の供給計画が了承され、国の支援により大幅な公営住宅家賃の低減化策が実現したほか、生活対策面でも阪神・淡路大震災復興基金を活用して、生活再建支援金（後に、被災者生活再建支援法の成立により、「被災者自立支援金」に移行）の支給を実現するなど、被災者の生活再建に向け、被災地の復興に向けた施策を決定した。 <p>阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果</p>
<p>県</p>	<p>阪神・淡路大震災に対して取った措置</p> <p>新都市再生戦略ビジョンの作成方針[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p334]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1月27日、兵庫県災害対策本部内に設置された新都市再生戦略ビジョンワーキンググループは、防災都市づくりを基本に、人間都市、ネットワーク都市、未来都市、新産業都市づくりを目指すことを骨子とした「新都市再生戦略ビジョン作成方針（案）」をとりまとめた。 阪神・淡路震災復興戦略ビジョン[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p334] ・2月11日、新野幸次郎を委員長とする都市再生戦略策定懇話会が組織された。委員19名、うち10名は東京の委員であった。 ・3月30日、懇話会は、「阪神・淡路大震災復興戦略ビジョン」を兵庫県に提言し、緊急復旧事業（3ヶ月）、戦略的復興事業（3カ年）、復興促進事業（10カ年）を示した。 復興県民会議の設置(平成7年2月～)[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p339-340] ・復興計画の策定や復興事業の推進にあたって広く有識者からの意見・提言を得るため、分野別に復興県民会議を設置した。 ・設置された会議は、次のとおり。 産業復興会議（2/5設置）、 ひょうご住宅復興会議（2/16設置）、 外国人県民復興会議（2/17）、 保健医療福祉復興県民会議（2/23）、 兵庫県生涯学習審議会（従前より設置）、 新しい家族と地域のネットワーク会議（3/4設置）、 男女共生のまちづくり推進会議（2/22設置。母体は県立女性センター）、 食品産業振興連絡調整会議（4/20設置。兵庫県食品産業協議会が推進団体） 阪神・淡路震災復興計画 - 基本構想 - [『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p338-339] ・4月12日、阪神・淡路震災復興戦略ビジョンの提言を踏まえ、行政としての復興の基本理念と基本目標を明らかにし、復興計画の策定に向けて住民、企業、団体が復興事業に向けた議論や検討を行うためのたたき台というべき「阪神・淡路震災復興計画 - 基本構想 - 」を公表した。 ・「阪神・淡路震災復興計画 - 基本構想 - 」が策定された直後の5月2日に「復興計画策定プロセスへの住民参加」について記者発表するとともに、ポスターやリーフレット、さらには著名人や各種団体の代表の方からのメッセージを紙面掲載するなどにより呼びかけを行った。また、地域フォーラムを5月21日に阪神地域と神戸・東播磨地域、5月24日に淡路地域で開催し、全体フォーラムを5月28日に兵庫県公館で開催した。 阪神・淡路震災復興計画[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p346-350]

- ・5月11日、「震災復興戦略ビジョン」をさらに具体化すべく、学識委員等で構成される阪神・淡路震災復興計画策定委員会が設置され、震災復興計画の策定に入った。委員会は25名の有識者、19名の団体等役員によって構成された。全体委員会の下に、産業雇用部会、保健医療福祉部会、生活文化教育部会、都市部会の4部会を設け、3～4回の部会が開催された。さらに企画委員会を設け、3回の会合が開かれた。
- ・8月4日、委員会提言を踏まえ、「阪神・淡路震災復興計画」がとりまとめられ、公表された。阪神・淡路大震災復興本部の総括部計画課が計画の取りまとめにあたった。
- ・「阪神・淡路震災復興計画」と同時に、「阪神・淡路都市復興基本計画」がとりまとめられ、公表された。この計画は、「阪神・淡路震災復興計画の中の都市づくりに関する分野を対象とした部門計画であるとともに、県の法定計画として定める〈市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発、又は保全の方針〉などの基本となるものである」としている。
ひょうご住宅復興3カ年計画[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p342-343]
- ・緊急に住宅復興3カ年計画の策定に資するため、学識経験者をはじめ、住宅関連の公的団体や民間団体・事業者の代表、行政機関代表や海外経験者からなる「ひょうご住宅復興会議」が設置された。
- ・本会議においては、総合政策部会、公共政策部会、民間住宅部会、輸入住宅部会の4つの作業部会に分かれて精力的な検討が行われ、平成7年5月29日、兵庫県知事に対して「ひょうご住宅復興に向けての提言」が手交された。
- ・兵庫県においては、「阪神・淡路復興委員会」及び「ひょうご住宅復興会議」の提言を基に、兵庫県は、住宅政策の総合的・体系的な指針として検討を進めていた「ひょうご住宅マスタープラン」の成果を前倒して、平成7年8月に「ひょうご住宅復興3カ年計画」を策定した。
産業復興計画[『阪神・淡路大震災復興誌』総理府阪神・淡路復興対策本部事務局,p85-86]
- ・産業復興会議により、平成7年6月30日に産業復興計画が示され、これがその後地方公共団体によって策定される様々な産業の復興計画のベースとなった。
- ・産業復興計画では、阪神・淡路地域を中心とする産業の復興について、一日も早い既存産業活動の復旧・復興を図り、かつ、21世紀の成熟社会を見据えた新たな産業構造の構築を目指し、被災地の産業界、行政、学会等が産業復興に対する共通認識を持ち、一致協力して復興に取り組むことを目的としている。
- ・また、復旧・復興段階に応じて、時間軸に沿った機敏かつ適切な復興対策を講じるため、中期・長期目標を設定し、それぞれに対応した課題を検討の上、連続性、整合性のある方策を展開するものとしている。
産業復興3カ年計画[『阪神・淡路大震災復興誌』総理府阪神・淡路復興対策本部事務局,p86]
- ・兵庫県では、平成7年7月31日に策定した「阪神・淡路震災復興計画」のうち、産業の復興に関連する具体的な実行計画として、平成9年度までの3カ年間で、被災地の純生産を震災前の水準に回復させること、新たな産業構造の構築等による本格的な産業復興を実現するための基礎固めを行うことを目標とした「産業復興3カ年計画」を平成7年8月31日に策定した。
緊急インフラ整備3カ年計画[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p355-356]
- ・交通部門の計画策定に際しては、学識経験者等からなる「交通基盤復興懇話会」を設置し、2月25日を第1回に3回の会議を開始し、震災から得た教訓等を踏まえて交通基盤復興の視点、基本方針等について示唆を受け計画へ反映させた。
- ・港湾復興については、学識経験者、関係行政機関、港湾関係者等からなる「兵庫県港湾復興検討委員会」を設置し、復旧・復興の指針となる方策の検討を行った。
- ・既往計画の見直し、関係省庁、地元市町等との協議調整を行い、「阪神・淡路震災復興計画」の策定と歩調を合わせながら、「緊急復興事業」「緊急防災まちづくり事業」「戦略的基盤整備事業」等からなる「緊急インフラ整備3カ年計画」を11月に取りまとめた。
ひょうご住宅復興3カ年計画の改訂[『阪神・淡路大震災復興誌』総理府阪神・淡路復興対策本部事務局,p69-70]
- ・国の「被災者住宅対策等について」の決定を受けて、平成8年7月に「恒久住宅への移行プログラム」を策定するとともに、同年8月には「ひょうご住宅復興3カ年計画」を改訂した。

「ひょうご住宅復興3カ年計画」(改訂計画)における住宅供給計画内訳

合計	公的住宅							民間住宅	(再掲)
	計	うち 賃貸系	災害復興公 営住宅等	再開発系 住宅(市町 分)(低所得 者以外)	災害復興 準公営住 宅	公団・公社住宅			街づくり系住 宅(公団・公社 民間住宅の内 数)
小計						うち 賃貸系			
125,000	80,500	67,500	38,600	1,900	16,800	23,200	10,200	44,500	13,000

- 産業復興支援充実策[『阪神・淡路大震災復興誌』総理府阪神・淡路復興対策本部事務局,p87-88]
- ・平成9年8月、阪神・淡路復興対策本部事務局は、産業復興に関する各省庁(課長クラス)並びに兵庫県、神戸市の実務担当者(部・局長クラス)からなる「産業復興実務者会議」を設置した。
 - ・産業復興実務者会議においては、兵庫県、神戸市及び神戸商工会議所が協力して、詳細な実態調査を実施するとともに、並行して、各業界から提出された要望事項を詳細に検討し、被災地における産業別の復興支援ニーズを整理し、産業復興支援のための施策について検討を行った。
 - ・この検討結果を踏まえ、平成9年10月3日に、兵庫県、神戸市が産業復興支援の基本的考え方及び具体策を「産業復興支援充実策」として取りまとめた。
- 阪神・淡路震災復興計画推進方策[『阪神・淡路大震災復興誌』総理府阪神・淡路復興対策本部事務局,p88]
- ・兵庫県は、「阪神・淡路震災復興計画」のより効果的、かつ、着実な推進を図り、創造的な産業復興を成し遂げることを目的として、震災後の3カ年の取り組みと成果を検証し、平成10年3月末、今後の取り組みの指針として、「阪神・淡路震災復興計画推進方策」を取りまとめた。
- 検証作業については、ID152復興検証活動を参照
阪神・淡路震災復興計画後期5カ年推進プログラム
- ・平成12年11月、前期5か年の取り組みの検証を踏まえて、後期5か年に向けて、復興計画の効果的な実施を図るために、後期5か年推進プログラムを策定する。
- 検証作業については、ID152復興検証活動を参照
阪神・淡路震災復興計画最終3か年推進プログラム
- ・平成14年12月、は、被災地の置かれた現況や、これまで7か年余の創造的復興に向けた取り組みについて検証を行った上で、残された3か年の基本的な考え方や課題を整理し、課題解決に向けた施策の方向や一般施策として引き継ぐべき施策の方向、県の事業を中心に残り3か年で重点的に取り組むべき事業などをとりまとめた「阪神・淡路震災復興計画最終3か年推進プログラム」を策定する。

阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果

復興計画策定の際に住民から寄せられた意見・提案

- ・復興計画の作成に当たって、県に寄せられた復興に対する住民の意見・提案は800件、項目にして2,000件を上回った。
- ・この意見・提案は、防災、都市計画、保健・医療・福祉、住宅、道路・交通、産業・雇用、教育など、多岐の分野にわたっていた。

緊急3ヶ年計画の達成状況をまとめると、次のとおりである。

- ・全体総括： 目標の水準はほぼ総量的に達成された。
- ・インフラ： インフラ整備に係る国・公団・県・神戸市等の平成9年度までの予算を集計した結果、全体計画5兆7,000億円に対し、約5兆8,700億円が3カ年で予算措置され、全体事業費ベースにおいて緊急インフラ整備3カ年計画の目標は達成した。
- ・住宅： 平成9年度末における公的住宅の達成状況は、計画戸数80,500戸に対して約9割、72,000戸の発注を終えており、このほかに計画外の公団・公社賃貸住宅の震災後の空き家約8,200戸を被災者向けに募集済みである。これに発注予定の約1,200戸を加えると、被災者への供給戸数は81,400戸となり、計画戸数を上回っている。

民間住宅の再建についても、新設住宅着工統計によれば、被災以後平成10年3月までに219,569戸の民間住宅が着工しており、このうち約88,000戸が民間復興住宅と推計されるので、計画戸数44,500戸を大幅に上回っており、これらを合わせると、

ひょうご住宅復興3カ年計画の全体計画戸数125,000戸に対して約169,000戸となっている。

- ・産業 : 産業復興3カ年計画については、被災企業の努力と相まって、被災地の純生産が震災前の水準に回復しており、所期の目的は達成された。
しかし、一部の地場産業や商業・サービス業等に震災の影響が強く残るなど、業種による差のほか、企業規模による差、地域による差が見られ、併せて全国的な景気動向の影響が強まっており、依然として厳しい状況が続いている。

(総括表)

区分	インフラ	住宅	産業
計画目標	57,000億円 (予算ベース)	125,000戸 (発注ベース)	100 (純生産ベース復興指数)
進捗状況	58,700億円 103%	169,000戸 135%	100.2

(注)・インフラ：平成9年度までの累計

・住宅：平成10年3月までの累計

・産業：平成9年度までの復興指数(純生産を推計し、震災前[平成6年同期]を100として比較[但し、建設業を除く])

インフラ整備にかかる全体事業費(単位：億円)

計 画		復旧分	復興分	計
		15,000	42,000	57,000
実 績	平成6年度	14,800	-	31,000
	平成7年度		16,200	
	平成8年度	200	14,800	15,000
	平成9年度	-	12,700	12,700
計 (達成率:%)		15,000 (100%)	43,700 (104%)	58,700 (103%)

供給見込み戸数内訳(単位：戸)

公的住宅供給見込戸数 (既発注)	81,400 (72,000)
(発注予定)	(1,200)
(公社・公団空家募集)	(82,000)
民間住宅既発注戸数	88,000
合 計	169,000

産業復興に関する生産面を中心とした主要指標の状況

回復率	指 標	年・月	回復率	備 考
100%以上	鉱工業生産指数	H10.1.3	111.1	既に6年水準を上回り、全国とほぼ同水準
	電力使用量(大口電力 神戸支店)	H10.1.3	111.6	8年には震災前水準に回復、現在も全国水準を上回って推移
	大型小売店販売額	H10.1.3	101	直近では震災前水準に回復したが、全国と比べまだ低い水準
90~100%	神戸港輸出入総額	H10.1.3	98.4	ほぼ震災前水準に回復しているが、5大港シェアでは8割台
	ホテル稼働率	H10.1.3	91.4	全国、京阪神と比べると低い水準
90%未満	商店街・小売市場の営業再開率	H10.1	89.6	このうち神戸市被災6区の再開率は9年7月時点で82.5%
	観光入込客	9年度	87.8	回復途上にあるものの、依然として8割前後の水準
	神戸港取扱貨物量	H10.1.3	82.6	5大港に占めるシェアの回復率も8割台半ばで推移
	ケミカルシューズ生産額	H10.1.3	65.8	徐々に生産額は回復しつつあるが、現在も震災前の2/3の水準

注：回復率は震災前を100とした数字

印=神戸市内のみH9.7調査に基づく

印 = 被災地域のみ数字

阪神・淡路震災復興計画の達成状況（復興検証事業結果）については、ID152復興検証活動のシートを参照。

市 町

阪神・淡路大震災に対して取った措置

兵庫県内市町の震災復興対策計画に対する取り組み方針は、以下のとおりである。[阪神・淡路大震災調査報告編集委員会『阪神・淡路大震災調査報告 建築編10 都市計画・農漁村計画』,p57]

- ・復興計画を策定する市町：神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、五色町、東浦町。
- ・住環境整備事業、土地区画整理事業等、復興計画を策定せず具体的な事業に取り組む市町：津名町、北淡町、一宮町。
- ・震災の経験を活かし、地域防災計画の見直しを検討する市町：洲本市、緑町、西淡町、三原町。
- ・被害は軽微であり、面的復興計画の策定は必要なしと判断した市町：三木市、南淡町。
- ・その他独自のまちづくりを検討する町：淡路町。

《神戸市の取り組み事例》

神戸市復興計画

- ・神戸市は、阪神・淡路大震災を踏まえ、都市の機能性とゆとり・調和、自然の恩恵・厳しさとの共生、人と人とのふれあいと交流の3つを復興の基本的視点とした「神戸市復興計画」を平成7年6月に策定した。

復興計画推進プログラム

[『阪神・淡路大震災復興誌（第5巻）』（財）阪神・淡路大震災記念協会p644-653][神戸市企画調整局ホームページ（<http://www.city.kobe.jp/cityoffice/06/013/kensyou/index-1.htm>）]

- ・平成11年度は、震災から5年を迎えることから、これまでの復興過程を振り返る「復興の総括・検証」を市民と協働で行った。その結果から、市民生活のハード面での基盤はほぼ整ったといえたが、被害の程度が想像を超えるほど大きかったこと、特例措置が講じられたものの基本的には現行制度の枠組みの中での取り組みにならざるを得なかったことなどから、経済や雇用の回復、コミュニティの再生などに引き続き取り組む必要があった。
- ・この「復興の総括・検証」により把握された課題を一日も早く解決することによって復興を成し遂げ、21世紀の新しい神戸に向けて再出発するため、復興計画の後半5か年に重点的に取り組むべき施策をとりまとめて「復興計画推進プログラム」を、平成12年10月に策定した。

[復興計画推進プログラム策定の進め方]

「神戸市震災復興推進本部」の部会（生活再建部会、安全・住宅・都市部会、経済・港湾・文化部会）において、「神戸市復興・活性化推進懇話会」の下に設けられた3つの研究カルの専門家の参画を得て原案を作成した。

また、原案の作成にあたっては、広報紙、インターネットなどの媒体を通じて中間報告を発表し、市民の方々の意見を聴く場を設けた。

・専用はがき・手紙・ファックス・Eメール等で市民の意見を広く募集

・「神戸市復興計画審議会」の委員（約100名）等に対するアンケートをあわせて実施

その原案を「神戸市復興・活性化推進懇話会」で専門的、総合的な視点から検討し、懇話会から市長あての提言を行った。それを踏まえて原案を修正し、プログラムを確定した。

[復興計画推進プログラムの方針]

1. 「地域」を基本とした施策の展開（「コンパクトシティ」の推進）
2. 「人」を基本とした施策の展開
3. 協働による総合的な施策の展開
4. 広域的・中長期的な視野からの施策の展開
5. 行財政改善の推進

[復興計画推進プログラムの3つの柱]

1. 市民の生活再建
2. 都市活動の再生

	<p>3.安全で安心なすまい・まちづくり</p> <p>[復興計画推進プログラム策定の進め方] 「神戸市震災復興推進本部」の部会（生活再建部会、安全・住宅・都市部会、経済・港湾・文化部会）において、「神戸市復興・活性化推進懇話会」の下に設けられた3つの研究かいの専門家の参画を得て原案を作成した。 また、原案の作成にあたっては、広報紙、インターネットなどの媒体を通じて中間報告を発表し、市民の方々の意見を聴く場を設けた。 ・専用はがき・手紙・ファックス・Eメール等で市民の意見を広く募集 ・「神戸市復興計画審議会」の委員（約100名）等に対するアンケートをあわせて実施 その原案を「神戸市復興・活性化推進懇話会」で専門的、総合的な視点から検討し、懇話会から市長あての提言を行った。それを踏まえて原案を修正し、プログラムを確定した。</p> <p>[復興計画推進プログラムの方針] 1. 「地域」を基本とした施策の展開（「コンパクトシティ」の推進） 2. 「人」を基本とした施策の展開 3. 協働による総合的な施策の展開 4. 広域的・中長期的な視野からの施策の展開 5. 行財政改善の推進</p> <p>[復興計画推進プログラムの3つの柱] 1. 市民の生活再建 2. 都市活動の再生 3. 安全で安心なすまい・まちづくり</p> <p>検証作業については、ID152復興検証活動を参照</p> <p>阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果</p>
その他	<p>阪神・淡路大震災に対して取った措置 阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果</p>
<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み内容とその結果</p>	
国	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み 防災基本計画の改訂（平成7年7月）[『防災白書（平成15年）』内閣府] ・阪神・淡路大震災など近年経験した大規模な災害の経験と近年の防災をめぐる社会情勢の変化等を踏まえ、平成7年7月に改訂された防災基本計画において、「東海地震等あらかじめ大規模災害等が予想されている場合について、事前復興計画の作成、復興シミュレーションの実施について研究を行うものとする」とされている。 東海地震等からの事前復興計画に関する調査研究の実施（『東海地震等からの事前復興計画に関する調査研究報告書』国土庁） ・国土庁防災局（当時）では、平成7年度から平成9年度にかけて「東海地震等からの事前復興計画」に関する調査研究を行った。 「南関東地域直下の地震に対する復興準備計画」に関する調査研究（『南関東地域直下の地震に対する復興準備計画に関する調査研究報告書』国土庁） ・本調査は、「事前復興計画」を震災後における迅速かつ円滑な復興対策の推進を図るための準備計画とする「復興準備計画」として位置づけ、一定の被害想定を基に事前に復興計画を策定しておくことの目的や意義等を示すとともに、調査の目的を南関東地域の地方公共団体、特に市区町村が復興準備計画を策定する際の指針の作成として掲げ、都市復興から生活復興に至る各分野の復興方策を体系的に示し、さらに復興を総合的・横断的に捉えるべく地区別に整理した復興方策も示した。 東海地震等からの復興準備計画検証調査（『東海地震等からの復興準備計画検証調査報告書』国土庁） ・本調査は、策定指針の有効性、必要性等について自治体等へのヒアリング等を実施することによ</p>

	<p>り検証し、被害が想定される地方公共団体において実践的な復興準備計画が作成されることが可能となるよう、より実践的な復興準備計画の策定指針を作成することを目的に、平成11年度に実施された。</p> <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
県	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
市 町	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
その他	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組 東京都震災復興マニュアルの策定[『震災復興マニュアル』(東京都)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都は、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、震災復興対策をあらかじめ準備しておくため、平成9年度に、行政の行動指針として「都市復興マニュアル」と「生活復興マニュアル」を策定した。 ・平成14年度においては、「都市復興マニュアル」と「生活復興マニュアル」を統合させるとともに、復興の全体像とプロセスの提示、都民が復興に向けて行動する際の選択・判断基準等を示すこと、分野別施策間の関連性・整合性を図ること、現行の制度的枠組みを超えた施策の検討・提示を基本的な考え方として、震災復興マニュアルを策定した。 <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
<p>これまでの各方面からの指摘事項</p>	
<p>「都市安全システムの機能と体制」『阪神・淡路大震災調査報告；共通編-3』(日本建築学会編)では、復興計画の策定について、以下を指摘している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(阪神・淡路震災復興計画)委員会提案の「震災復興計画」を踏まえたものだが、計画のそのものの考え方に異なる点がある。それは、復興事業費を如何に確保するかという戦略が全面に出て、復興が如何なる道筋をとるべきか、といういわばソフトな計画の指針としての性格にかけているらしいがある。 ・この計画(阪神・淡路震災復興基本計画)の策定に関し、兵庫県代表として知事に、平成9年度日本都市計画学会賞石川賞が授与された。 ・復興計画は地方分権の時代にふさわしく地元の意向を汲んで半年かけて策定された。関東大震災の時のように天下り式な強権的復興も巷では主張されたが、地元主導で進んだといえよう。このことは、政府として、特に地元自治体に対して特別プロジェクトを導入し、復興事業を支援し、主導していこうとする意欲のない現れであると解釈することもできる。(中略)復興計画に限らずあらゆる地域開発プランに共通する点は、それ自体が具体計画でしかも補助制度の裏付けがあり、事業効果も顕在化するのだから先行整備されやすい。これに対して生活基盤・ソフトシステムなどは、あらゆる面でハンディがあり、事業化が遅れ、悪くすれば立ち消えとなりやすい。(中略)これを免れるためには、ひもつきでない資金を総合的予算として割り当てるか、もしくは補助金以外に追加的な独自財源を供与するかである。それが不可能であれば、現状の仕組みが存続する限り、プロジェクトそのものを縮小することしかないのではないだろうか。 ・「阪神・淡路復興計画」と並行して、その部門計画としての位置づけで「阪神・淡路都市復興基本計画」の策定作業が行われ、公表されている。しかし、復興計画の体系の中では、都市復興基本計画は小さな計画であった。(中略)そのような理由は何の辺りにあるのだろうか。一つは、従来の県の総合計画において、地域的な計画はかならずしも中核的な位置づけにはなかったことがあげられる。特に、神戸・阪神間地域に対して、その傾向が強かったように思われる。その理由としては、地域のビジョンは基本的にはそれぞれの市町が描くべきである認識があったことと、地域増を描く県としての手法が確立していなかったことが考えられる。また、周知のように兵庫県は大都市から農村地域まで広大なエリアをもち、そのなかで都市計画区域は一部に限られている背景がある。そうした状況から、制度的な都市計画の展開に重点がおかれ、地域の目指すべき方向を示すという都市計画の役割については、県行政の中に十分に位置付けられてこなかったものと考えられる。 ・復興事業を実効性のあるものとするためには、復興の進捗状況を地域的に把握しつつ、復興事業を地域で連携させていかなければならない。そのためには、<都市復興マスタープログラム>のようなものの存在が是非とも必要である。 	

資料：「都市安全システムの機能と体制」『阪神・淡路大震災調査報告；共通編-3』（日本建築学会編）より抜粋整理

大震災の復興施策を進めてきた国の「阪神・淡路復興対策本部」（本部長・小淵恵三首相）が2000年2月22日、最後の本部会議を開き、地元が要望していた6つのプロジェクトを復興特定事業に新たに認定して実質的な作業に幕を引いた。5年間の時限立法に基づいて発足し、各省庁や被災自治体、企業などから幅広く人材を集めて復興行政の調整役を果たしてきた。解散後は法的根拠のない省庁連絡会議が調整役を引き継ぐ。（『阪神・淡路大震災復興誌 [第5巻] 1999年度版』（財）阪神・淡路大震災記念協会）

課題の整理

復興計画の法的担保の検討
地方公共団体における復興準備計画の策定推進

今後の考え方など

神戸市では、「神戸市復興計画」（平成7年6月策定）が終了する平成16年度に向けて、平成15年度、市民と学識経験者から構成される神戸市復興・活性化推進懇話会が主体となって、「復興の総括・検証」を行い、平成16年1月13日に提言をいただいた。

その提言を受けて、2010年（平成17年）を目標年次とする、新たなビジョン（中期計画）の策定に取り組んでいる。

このビジョンは、新たな市のまちづくりの方向性を検討しようとするもので、全市的なビジョンと区の中長期計画の2本柱からなる。全市的なビジョンは、震災や復興過程で得た教訓を踏まえ、これからの神戸づくりの指針とするものであり、同懇話会提言にある「これからの神戸づくり」の方向性を具体化し、市民との協働と（神戸市復興・活性化推進懇話会からの提言）平成16年1月13日）

- ・「これからの神戸づくり」の基本姿勢
「協働と参画のまちづくり」
- ・「これからの神戸づくり」のテーマ
視点：「クオリティ・オブ・ライフ（市民生活の豊かさ）」
重点的方向性：「安全・安心」、「健康」、「交流・融合」

（神戸市）